

【令和5年4月22日(土)「地域クラブフェア」配布資料】
本たよりは、小学5・6年生、中学1・2・3年生、保護者、教職員を対象に発行しています。
今後も定期的に発行し、取組の周知を図ってまいります。

「自立と共生」ができる子どもの育成

令和5年3月 Vol.3



上越市中学校 部活動改革だより

～「休日の部活動の段階的な地域への移行」について～

上越市教育委員会 学校教育課

「部活動の地域移行」^{イコール} = 二つの取組

第3回(11月)、第4回(2月)の「上越市部活動の地域移行に係る推進委員会」(以下「推進委員会」)では、『**部活動の地域移行**』は、部活動を学校から地域に移そうとする一つの取組ではなく、『**学校における部活動改革**』と、『**地域における子どもたちのスポーツ・文化活動の環境整備**』という二つの取組である」との考え方に立ち、**関係者の連携・協働により進めていくこと**という理念を共有しました。



I 「学校における部活動改革」

子どもたちの自主性を大事にした部活動を推進することとし、一人一人を大切にされた指導や支援を引き続き心掛けるとともに、部活動の目的や目標、年間や月間の活動計画、日々の活動内容の作成等を子どもたち自身が考えたり相談したりして決定していけるよう支援していきます。

そのために、「上越市中学校部活動指導ガイドライン」を改定し、令和5年度からの部活動について、市校長会や市中体連と連携して、当面、次のような見直しを行います。

(1) 休養日を確実に設定します。

- ① 令和5年度から、休養日の設定として、「週当たり3日以上の休養日(平日1日以上、週休日等)を設けることを原則」とします。

このことは、令和5年度からの3年間、可能な範囲で実施するものです。週休日や祝日等の休日には、原則として部活動を行いません。ただし、各競技の連盟や協会が主催する大会への参加や練習試合等のために休日の活動を行う場合、校長の判断により年間20日以内で実施することを認めます。

- ② 合同チームを編成していて、平日の合同活動が地理的、時間的に難しく、休日の活動を増やす必要があると校長が判断した場合は、原則よりも多い休日の活動を認める場合があります。その際は、平日の活動日を減らす等の配慮をします。

(2) 休日の部活動を段階的に削減します。

- ① 令和5年度から令和7年度の3年間は国が示す「改革推進期間」であることから、保護者の皆様に丁寧な説明をしながら進めていきます。
- ② 上越市立中学校では、令和5年度の休日における部活動実施可能日数を20日以内とし、令和6年度、令和7年度は、休日における部活動実施可能日数を段階的に削減していく予定です。



Ⅱ 「地域における子どもたちのスポーツ・文化活動の環境整備」

令和5年度から、中学校における部活動の見直しと協調し、市内のスポーツ・文化団体の皆さんとともに、子どもたちが将来にわたり継続してスポーツ・文化活動に親しむことができる仕組みや制度づくりに取り組むこととしています。

子どもたちの活動が地域に広がることにより、子どもたちは学校部活動ではできなかった活動ができるようになるほか、地域の人たちとの新しい交流が生まれ、地域のスポーツ・文化活動が活性化することも期待されます。

(1) 地域クラブフェアの開催

現在、スポーツ活動の環境整備を先行して進めています。4月には、地域の団体が運営方針や活動状況等を披露し、子どもや保護者の皆さんが求める活動と出会える機会とする「地域クラブフェア」を開催しますので、是非、足を運んでください。

地域クラブフェア

- 期日:令和5年4月22日(土)
- 会場:上越市総合体育館
- 内容:団体による説明ブースの設置
団体PR(ステージで実施)

※ 年間2回、4月と11月に開催し、11月には、ウインタースポーツの団体も参加する予定です。



(2) 子どもたちが安心して参加できる環境づくり

このほか、中学校と地域団体の連絡調整を行う「コーディネーター」を置くことや、子どもたちに適切な指導、特に暴言・暴力、行き過ぎた指導等がないよう、市主催の「研修会」も実施し、子どもたちが安心して参加できる環境づくりに努めていくこととしています。

なお、文化活動の環境整備についても、現在、関係課等において検討を進めています。進捗等につきましては、今後の本たより等でお知らせしていきます。

希望する教職員が地域のスポーツ・文化活動に従事するための兼職兼業について

教職員の兼職兼業について、特に留意することを掲載しました。

「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(手引き)」から抜粋

- ・ 休日の地域クラブ活動に従事することを希望する教師については、学校以外の主体である地域団体の業務に従事することとなるため、サービスを監督する教育委員会の兼職兼業の許可が必要となり、許可を得た場合には地域団体の業務に従事することが可能である。
- ・ 学校運営に支障がある場合や当該教師の学校におけるいわゆる時間外労働時間と地域部活動に従事する時間の合計が単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合、兼職兼業の許可を出さないことが適当である。
- ・ 教師が、地域クラブ活動として地域団体の業務に従事することを希望しないにもかかわらず、当該教師にその業務に従事させることは決してあってはならない。

